

2018年度 評価調査者(サーベイヤー)募集案内

病院機能評価の訪問審査を担当する調査者を「評価調査者」または「サーベイヤー」といい、「診療」「看護」「事務」「薬剤」サーベイヤーを以下の通り募集する。

サーベイヤーの役割

サーベイヤーは、日本の医療の質向上に寄与することを使命とし、評価事業において主に4つの役割がある。

- ◇担当病院における調査の実施
- ◇審査結果報告書作成・審査審議への対応
- ◇評価内容・評価方法に関する意見の提案
- ◇機構の病院機能改善支援事業等への協力

訪問審査業務の主な流れ

- ①病院機能評価を受審する医療機関の訪問審査を担当する。
- ②訪問審査は、3～9名のチームで受審病院に2～3日間訪問する。
- ③サーベイヤーは、事前に受審病院から提出された資料を確認し、担当する領域の審査を行い、評点・評価所見をとりまとめる。
- ④訪問審査終了後に担当領域の審査結果報告書案を作成し、指定日(約1週間以内)までにサーベイヤーチームのリーダーに提出する。
- ⑤報告書の完成後に受審病院からの疑義照会や事実誤認があった場合は、それに対応する。

注：訪問審査にかかわる旅費及び謝金は、機構規程により支給する。

サーベイヤーに求められること

受審病院に建設的で適切な指摘をするために以下の能力が求められる。

- ◇コミュニケーション：受審病院と適切な言葉使いで対話する
- ◇情報収集：受審病院から審査に必要な情報を効率的に収集する
- ◇チームワーク：サーベイヤーチームメンバーを尊重し、協調・連携する
- ◇報告書作成：担当病院の状況について情報を収集し、評価判定した結果の報告書を作成する

応募資格：病院勤務者

次の①～⑩のすべてに該当する者。

なお、「病院勤務者」として応募する者は、現役の病院勤務者であることが望ましい。

①下記の機能種別のいずれかの病院勤務経験を5年以上有する者

機能種別	種別の内容
一般病院 1	主として、日常生活圏域等の比較的狭い地域において地域医療を支える中小規模病院 * 200 床程度のケアミックス型(一般+療養)も対象
一般病院 2	主として、二次医療圏等の比較的広い地域において急性期医療を中心に地域医療を支える基幹的病院 * 専門的、高度な医療を提供する病院も対象
一般病院 3	主として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発・評価、高度の医療に関する研修を実施する病院または準ずる病院
リハビリテーション病院	主として、リハビリテーション医療を担う病院
慢性期病院	主として、療養病床等により慢性期医療を担う病院
精神科病院	主として、精神科医療を担う病院
緩和ケア病院	主として、緩和ケア病棟もしくはホスピスを保有している病院

注：一般病院 3 を担当する場合は、特定機能病院またはそれに準ずる病院の勤務経験が必要となる。また、リハビリテーション病院を担当する場合は、回復期リハビリテーション病棟の勤務経験が必要となる。

②下記の資格及び経歴を有する者

診療 サーバイヤー	医師であり、a)、b)、c)のいずれかに該当する者。 a) 病院の院長又は副院長の経験者 b) 病院の部長又は診療科長以上の職を <u>3年以上</u> 経験し、かつ病院管理に造詣が深い者 c) 特定機能病院あるいはそれに準ずる病院の医療安全管理者(専従)を <u>1年以上</u> 経験した者
看護 サーバイヤー	看護師であり、d)、e)、f)のいずれかに該当する者 d) 病院の看護部長又は副看護部長の経験者 e) 病院の病棟看護師長以上の職を <u>3年以上</u> 経験し、かつ病院管理に造詣が深い者 f) 特定機能病院あるいはそれに準ずる病院の医療安全管理者(専従)を <u>1年以上</u> 経験した者
事務 サーバイヤー	事務職であり、g)、h)のいずれかに該当する者 g) 病院の事務部長又は事務次長の経験者 h) 病院の事務部門の管理職を <u>3年以上</u> 経験し、かつ医事・施設管理・労務のすべてに業務経験(管理職としての業務経験でなくても可)があり、かつ病院管理に造詣が深い者

薬剤 サーベイヤー 【一般病院3のみ】	薬剤師であり、i)、j)、k)のいずれかに該当する者 i) 特定機能病院あるいはそれに準ずる病院の薬剤部長又は副部長の経験者 j) 特定機能病院あるいはそれに準ずる病院の薬剤部門の管理職を <u>3年以上</u> 経験し、かつ病院管理に造詣が深い者 k) 特定機能病院あるいはそれに準ずる病院の医療安全管理者(専従)を <u>1年以上</u> 経験した者
------------------------------------	--

注1：上記にある役職と同等の役割・責任を担っている場合にも、応募することができる。

注2：一般病院3は、サーベイヤー9名体制での審査を実施する。そのうち1名の診療または看護サーベイヤーが医療安全の評価を担当する。医療安全の担当を希望する場合には、c) f)で応募すること。

注3：薬剤サーベイヤーは、一般病院3の薬剤に関する評価を担当する。

③2019年4月1日時点の年齢が65歳未満である者

④移動と宿泊を伴う訪問審査に従事できる者

注：一般病院3は3泊4日、その他の機能種別は2泊3日となる。

⑤移動と宿泊を伴う訪問審査に従事できる健康状態にある者

⑥インターネット・電子メールを使用でき、エクセル・ワード等のパソコン操作に問題のない者

⑦二次選考「評価調査者選考・研修会」に参加できる者

⑧2019年度内にOJT (On-the-Job Training)に参加できる者

注：受講者の都合でOJTに参加できない場合には、サーベイヤーの委嘱を終了する。

⑨営利を目的とする企業に所属していない者

⑩保健医療に関する法律により罰金以上の刑に処せられたことがない者

応募資格：研究者

次の①～⑨のすべてに該当する者。なお、研究者とは、「大学や研究所などの研究施設に勤務している医療管理または医療安全に関連した研究者」をいう。

①下記の資格及び経歴を有する者

診療サーベイヤー	医師であり、医療管理・医療安全に関する研究業績を有する者
看護サーベイヤー	看護師であり、医療管理・医療安全に関する研究業績を有する者
事務サーベイヤー	医師・看護師・薬剤師以外で医療管理に関する研究業績を有する者
薬剤サーベイヤー	薬剤師であり、医療管理・医療安全に関する研究業績を有する者

注1：一般病院3は、サーベイヤー9名体制での審査を実施する。そのうち1名の診療または看護サーベイヤーが医療安全の評価を担当する。

注2：薬剤サーベイヤーは、一般病院3の薬剤に関する評価を担当する。

②2019年4月1日時点の年齢が65歳未満である者

③移動と宿泊を伴う訪問審査に従事できる者

注：一般病院3は3泊4日、その他の機能種別は2泊3日となる。

④移動と宿泊を伴う訪問審査に従事できる健康状態にある者

- ⑤インターネット・電子メールを使用でき、エクセル・ワード等のパソコン操作に問題のない者
- ⑥二次選考「評価調査者選考・研修会」に参加できる者
- ⑦2019年度内にOJT（On-the-Job Training）を修了できる者
注：受講者の都合でOJTに参加できない場合には、サーベイヤーの委嘱を終了する。
- ⑧営利を目的とする企業に所属していない者
- ⑨保健医療に関する法律により罰金以上の刑に処せられたことがない者

募集人数

約 80 名

■特に増員したいサーベイヤー■

大学病院や特定機能病院の審査を担当するサーベイヤー
サーベイヤーチームのリーダーの資質を有する事務サーベイヤー
精神科病院を担当する診療サーベイヤー

応募書類

①2018年度評価調査者応募用紙

注：書式1～6まで応募用紙がある。該当する用紙を提出すること。

所定用紙は、日本医療機能評価機構ホームページからダウンロードできる。

<http://jcqhc.or.jp/recruitment/>

②小論文：本文 800～1000 字厳守、英数字全角、A4 縦、横書き 1 枚

テーマ：「病院をサーベイすることの本質について考察しなさい。」

注1：小論文は、端的で、わかりやすく、論理的な論述を展開すること。また、誤字・脱字、字数の過不足に注意すること。

注2：小論文は、自身の経験や考えに基づき、自身で記述すること。他者の文章を引用してもよいが、あくまで論述の補強や理解を助けるものであり、引用した文章が論述の中心的な主張とならないように注意すること。なお、引用箇所は引用符で囲み、出典を明示すること。

応募方法

応募書類①②を電子メールに添付して、下記のメールアドレスへ提出する。

電子メール件名：サーベイヤー応募書類提出

メールアドレス：infosvr@jcqhc.or.jp

応募期限

2018年9月25日(火)～10月12日(金)17時厳守

注1：提出後1週間以内に受領確認メールが届かない場合には、事務局まで問合せること。

注2：締め切り後の提出書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は受け付けない。

選考方法

＜一次選考＞書類審査

＜二次選考(一次選考通過者)＞評価調査者選考・研修会

第1回：2019年2月15日(金)～17日(日)の3日間

第2回：2019年4月26日(金)～28日(日)の3日間

予備日：2019年6月21日(金)～23日(日)の3日間

二次選考では、サーベイヤーの適性を確認する。その結果を参考にサーベイヤーの委嘱を決定する。

注1：第1回～2回のいずれかに必ず参加できること。日程は、一次選考結果と共に通知する。なお、一次選考通過者が多い場合には、予備日に選考・研修会を開催する。都合が悪い日程がある場合には、「2018年度評価調査者応募用紙」の該当欄に記載すること。

注2：二次選考の「評価調査者選考・研修会」は、受講者による事前課題のプレゼンテーション、グループディスカッションや演習を中心としたプログラムである。そのため、受講者が積極的に参加することが求められる。

選考結果通知

一次選考の結果は、2018年12月中旬までに応募者全員に郵送で通知する。なお、二次選考の結果通知時期等については、選考・研修会にて説明する。

サーベイヤーの委嘱期間

サーベイヤーの任期は、4年以内とし、再委嘱を妨げない。ただし、任期中に1度も訪問審査の往訪がなかった場合は、任期満了で委嘱終了とする。また、訪問審査中の態度や報告書作成能力に問題がある者などは本人が希望しても更新を認めないことがある。

その他

- ①応募書類の返却はしない。提出いただいた個人情報には機構の事業以外の目的には使用しない。
- ②サーベイヤー委嘱手続きに、所属長の承諾書が必要となるため、所属長の承認を得て応募することが望ましい。
- ③選考・研修会(二次選考)では、証明写真の提出が必要となる。写真のサイズや提出方法等の詳細については、一次選考通過者に通知する。

問い合わせ先

公益財団法人日本医療機能評価機構 評価事業審査部 サーベイヤー養成課
評価調査者募集担当：高橋・金子・鈴木 メールアドレス：infosvr@jcdhc.or.jp
注：電子メールでの問い合わせのみ受け付けます。